



警察庁

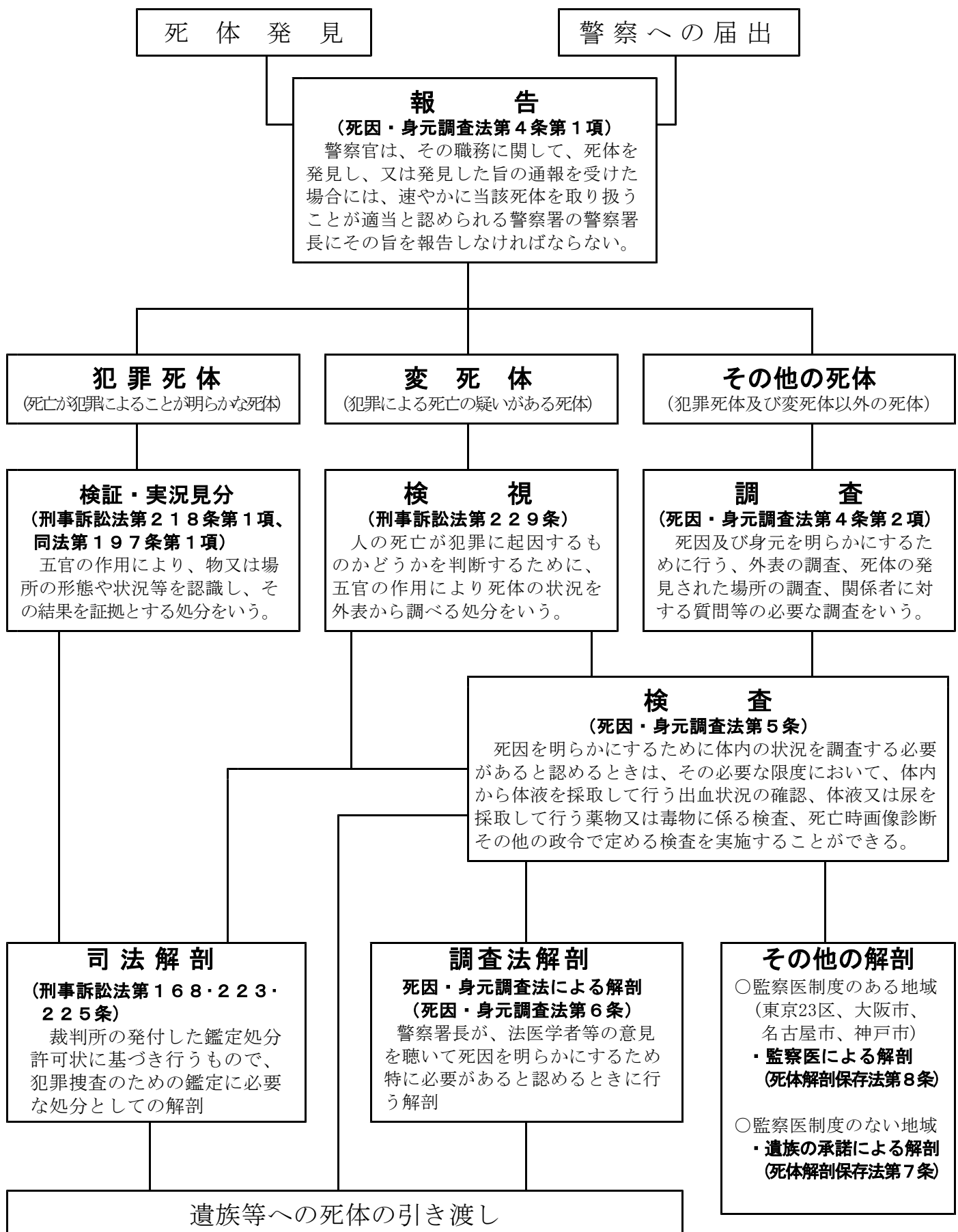
National Police Agency

死因究明等推進計画の 取組状況について

令和2年9月11日

警察庁

警察における死体取扱いの流れ



犯罪死見逃し事案の絶無を期すための取組

● 警察における死体取扱数 令和元年:167,808体(我が国の死者数の約12%)

○ 検視官の臨場

臨場率 平成20年:14.1% → 令和元年:81.3%
臨場率は向上しており、引き続き、的確な臨場を推進

○ 検視官が臨場できない場合の補完措置(検視支援装置の整備の推進)

検視支援装置について、令和2年2月現在、22都府県に整備済み
令和3年度に、さらに2県において予算要求予定であり、引き続き、同装置の整備を推進

○ 検視官及び検視官補助者に対する教育訓練の充実

令和元年度は法医専門研究科(検視官等)を120名、検視実務専科(補助者等)を140名が受講
引き続き、検視官等に対する教育訓練を推進

○ 薬毒物検査の徹底

令和元年は、薬毒物検査を151,787件(警察における死体取扱数の90.5%)実施
引き続き、必要性が認められる死体に対し、薬毒物検査を徹底

○ 死亡時画像診断の積極的な実施

令和元年は、死亡時画像診断を13,981件(警察における死体取扱数の8.3%)実施
引き続き、必要性が認められる死体に対し、死亡時画像診断を積極的に実施

○ 必要な解剖の確実な実施

解剖率 平成20年:9.7% → 令和元年:11.5%
引き続き、必要な解剖の確実な実施を推進

○ 身元確認の実施

身元不明死体等のDNA型記録について整理・保管・対照する仕組みを構築し、平成27年4月から運用開始
日本歯科医師会との協議を経て、歯科診療記録の照会要領のモデル案を作成するなど、迅速な歯科所見情報の採取・照合が可能となるよう、平素からの所要の準備の推進